

## 申請書の「該当する所得区分」について

所得区分については下記のとおりです。申請書の「該当する所得区分」の記載にあたっては「所得の区分に関する申告書」に基づき記載してください。課税証明書等が手元に無く、所得区分が明らかではない場合もありますので、福岡市では、福岡市内に住民票がある方については、課税証明書（非課税証明書）又は生活保護受給証明書の提出を省略されても、同意書によって確認できる方については、福岡市で確認し、認定することとしています。

注) 所得区分における「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には被保険者、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。

生保・・・生活保護を受けている**世帯**

低1・・・「世帯」全員が市町村民税非課税（均等割・所得割の両方が非課税）であり、受診者本人（18歳未満は保護者）の障害年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢年金、その他）、特別児童扶養手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、特別児童扶養手当、その他）など、収入の合計が80万円以下の方（地方税法第292条第1項13号に規定する合計所得金額がマイナスとなる方については0とみなします）

低2・・・「世帯」全員が市町村民税非課税（均等割・所得割の両方が非課税）であり、生保、低1に該当しない方

中間1・・・「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額（所得割）の合計が3万3千円未満の方

中間2・・・「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額（所得割）の合計が2万3千5百円未満の方

一定以上・・・「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額（所得割）の合計が2万3千5百円以上の方

※ 「重度かつ継続」の対象範囲

- ・ 精神通院・・・とうごうしつちやうしやう そうつびやう うつびやう てんかん にんちしやうとうのうきのうしやうがい統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい
- ・ やくぶつかんれんしやうがい いぞんしやうとう せいしんりやうにいっていいじやうのまいけんをゆうするいしがはんだんしたも薬物関連障がい（依存症等）、じんぞうきのうしやうがい しやうちやうきのうしやうがい めんえききのうしやうがい精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ・ 育成医療・更生医療・・・腎臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい
- ・ 医療保険多数該当の方・・・過去1年に高額療養費を3回以上受けた方（受けたことがわかる書類提出が必要です。）

【所得区分図】

← 一定所得以下		← 中間的な所得			→ 一定所得以上
← 「生保」	← 「低1」	← 「低2」	← 「中間1」	← 「中間2」	→ 「一定以上」
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置 負担上限額10,000円 負担上限額40,200円		公費負担の対象外 （医療保険の負担割合 ・負担限度額）
			重 度 かつ 継 続 負担上限額 負担上限額 負担上限額 5,000円 10,000円 20,000円		

※福岡市重度心身障がい者医療費助成制度対象者は、医療費自己負担分が助成されます。